

勧告等措置区分（台風等対策）

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

「第一体制」の措置内容

- (1) 在港各船舶は、台風等の動向に留意し、必要な避難体制を整えること。
ただし、小型船舶は、陸揚げ、係留強化の準備又は安全な場所に避難を開始すること。
- (2) 作業船、空はしけ等は、適宜安全な場所に退避すること。